

| 改正概要説明書 | |
|--|---------|
| 国名：ドイツ | 法令名：意匠法 |
| 改正情報：2021年8月10日改正 | |
| <p>改正概要：</p> <p>1. 2018年5月25日、EU一般データ保護規則（GDPR）の適用に合わせ、ドイツにおいて、個人情報保護に関する「EUデータ保護適用法」（BGBI. I 2017 S.2097）が施行された。これに伴い意匠法において、登録簿の閲覧及びデータ保護に関して改正された。（第22条、第22a条）</p> <p>2. 2020年9月10日、ドイツで「公正競争促進法」が採択され、2020年12月2日、ドイツ連邦議会を通過した。これに伴い、ドイツ意匠法第40a条が新設された。その主旨は、補修目的で使用される自動車用スペアパーツの意匠保護を制限するものである。この結果、ドイツでは、部品市場において、補修目的でのスペアパーツには意匠権による保護が及ばない。（第40a条）</p> | |
| <p>改正内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第22条 登録簿の閲覧に関して明確化された。 ・ 第22a条 データ保護に関する新設条文である。 ・ 第34a条 (6)は紛争価格及び弁護士報酬に関する新設項である。 ・ 第40a条 修理部品に関する新設条文である。 ・ 第73条 (2)は新設項である。 | |